

議事日程(第4号)

令和5年9月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第46号 令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 令和4年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第47号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第48号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第49号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第51号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第52号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第53号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第54号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第55号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第56号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第57号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 令和4年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第9号 令和4年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第47号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第48号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第49号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第51号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第52号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第53号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第54号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第55号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第56号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第57号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 日高 正則君 | 2番 森崎 英明君 |
| 3番 橋 重文君 | 5番 春成 勇君 |
| 6番 兒玉 秀人君 | 7番 中村 末子君 |
| 8番 田中 義基君 | 10番 森 弘道君 |

11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	島埜内 遵君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君		
会計管理者兼会計課長			鳥取 和弘君
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	濱本 生代君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第46号

日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第 9. 認定第 8 号

日程第 10. 認定第 9 号

日程第 11. 議案第 47 号

日程第 12. 議案第 48 号

日程第 13. 議案第 49 号

日程第 14. 議案第 50 号

日程第 15. 議案第 51 号

日程第 16. 議案第 52 号

日程第 17. 議案第 53 号

日程第 18. 議案第 54 号

日程第 19. 議案第 55 号

日程第 20. 議案第 56 号

日程第 21. 議案第 57 号

○議長（永友 良和） 日程第 1、議案第 46 号令和 4 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 21、議案第 57 号令和 5 年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第 2 号）まで、以上 21 件を議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 46 号令和 4 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。

まず、質疑につきましては、明瞭簡潔、端的にお願いいたします。

質疑はありませんか。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 今回は、118 万 5,095 円を建設改良積立金に積み立てるものとする、金額が少ないようなんですけれども、これでぎりぎりの資金運用となっているようなんですけれども、これで建設改良はいつできるのかと不安を持っておりますが、計画に支障はないのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。お答えいたします。

建設改良工事等につきましては、毎年度、損益勘定留保資金等で補填できておりますところでございますけれども、御指摘のとおり、今期決算につきましては、建設改良積立金への積立てにつきましては、昨年度と比較いたしますと減少しているというところでございます。

今後、大規模な改良工事が必要になった場合には、企業債の借入れでございますとか、補助金の積極的な活用も視野に入れておまして、計画には支障が出ないものというふうに考えているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 今、答弁でちょっとありましたので、確認だけさせていただきたいと思います。

大規模な改修をする場合に補助金というお話が出てきましたけれども、具体的に、水道事業に対してはどのような補助金があるのか、ちょっとそこだけお伺いさせていただきます。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。お答えいたします。

今回というか、今後、予定、計画していくに当たって、使えるであろうと想定している補助金でございますけれども、こちらは、水源の改修に伴うその周辺施設の改修に伴う補助金でございますとか、例えば、施設の統廃合が改修の中で見込まれるようになりましたら、そちらの補助金も使えるというところでございまして、複数のメニューがございますので、それぞれ今後の計画の内容によりまして、使える補助金については選定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第1号令和4年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 決算ですので手短かと思いましたがけれども、昨日の一般質問の内容を聞いていて、少し確認をさせていただきながら質疑をしていきたいと思っております。

高鍋町は、この意見書からすると経常収支比率、実質収支比率、財政力指数、公債費比率、公債費負担比率とも、一応この程度がよろしいのではないかという監査委員の意見書の中から見る限り、それより低い数字であるということも、当然、お分かりになっていらっしゃるだろうと思っております。だから、これをもってほかの自治体も財政が同じようなものだから心配要らないという答弁がありましたけれども、そこに危機感を持っていただきたいということを含めて、質疑を展開したいと思っております。

第6次高鍋町総合計画後期基本計画にのっとり令和4年度は運営されてきたと考えますが、対話を中心にみんなが主役となったまちづくりについては、どこまで到達してきたのか、町民との対話ではどのようなことが提案され、令和4年度予算でどこまで実施できたのかをお伺いしたいと思います。

また、成果表12ページから書かれている内容については、どのような基準点で書いているのかお伺いします。予算では、新規事業として、お試し宿泊、デマンド交通の実証、54の重層的支援体制、地域子ども未来応援、農家の収入保険加入育成、中学生の海外留学等がありましたが、成果表では見えない部分もございます。できれば、どこまでできて、こここのところについてはもっと精査しながら、こうすればよかったのではなどの反省点は、成果表からは見てとることができませんが、後退した部分もあれば、それもしっかりと反省材料として載せるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

例えば、中学生の海外留学について、成果報告では、そこに参加した生徒はどう感じた

のか、このための寄附をしていただいた方への感謝を含め、そのほかの生徒に対しても、例えば、インターネットなどによる留学の実況等をリアルタイムで見られるようなシステムはどう構築してきたのかなどを知りたいのですが、ただし、令和4年度では人員選定のみです。既に今年は行っておりますので、その結果も聞きたいと考えております。

その理由は、来年度の決算では明らかになります、海外留学に参加した生徒の率直な意見を知りたいと考えておりますので、答えられれば答えていただきたいと思います。

監査委員の意見書から見ると、先ほども申し上げましたが、経常収支比率から公債費負担比率まで、どの項目も示されている数値より悪い結果となっております。そのことは監査委員から指摘されなくても町長は把握しておられたと考えますが、そのことについて、財政経営課等との協議及び会議はどのくらいなされたのか、また、数字を見て判断されてきたのか、お伺いします。

ふるさと納税が目標値に届かなかった理由はどう捉えているのか、そのために何をすべきであったのか、その捉えはどうか、お伺いします。

コロナ禍にあり、国からの様々な支援体制が生まれ、資金的には大きくなってはいるものの、きちんと捉えれば財政は火の車というべき状況ではないかと考えました。住民サービスへの影響は出なかったのか、お伺いします。

企業立地補助に伴う固定資産税額免除に関しては、どのような推移であったのか、また、それによる財政に与える影響はどう捉えてきたのか、お伺いします。

税務課の努力に対していつも心配するのが、空き家となった家について公売されている物件が多いのではと考えます。公売へと至る過程はどうなっているのか、また、相続者が支払えないと判断してのことではあると思いますが、どのような過程で公売へとなり、相続者にはどのような利点があったのかをお伺いします。

不納欠損となる事由があり、死亡や財産なしという事由があるようですが、そこに至るまではどのような経過がなされてあるのか、お伺いします。

保育料の滞納についてもなぜかと疑問に感じております。3歳以上については無償化が実施されておりますが、滞納世帯の実態把握はできているのか、お伺いします。

住宅使用料については、過年度分についてはかなり頑張っていると思いますが、それでも支払いができない世帯の状況は把握されているのか、お伺いします。

どこの自治公民館を見ても行事が極端に少なくなり、回復できない状況に陥っていると考えます。そこでお伺いします。補助金の在り方をコロナ禍でも見直さず来ておりますが、行事について、例年の何%実施されてきたのか、また、それでも補助金の見直しをしなかった理由は何なのか。そのことで、各自治公民館では、自治公民館を脱会する人が増加していると聞いておりますが、どうでしょうか。

タブレットの導入などにより、家庭学習状況はどのように変化し、活用状況及び特性のある生徒に向けての能力アップにはどのように役立つことができてきたのか、具体的な調査はされてきたのか、詳細については、これは一般会計の審査で私も具体的には述べたい

と思います。

不用額に関しては、予算を組むときと支出するときに、何らかのそごが生じたのか、これは意見書の17ページ、18ページを参考にしております。義務的経費については、何%が望ましいと考えてこられたのか、人事配置に関しての考え方はどうだったのか、その成果はあるのか。例えば、農業政策課について14名の職員配置ですが、第1次産業部門からすると少ないような気がしておりますが、どうだったのでしょうか。

流用に関して、職員教育はどうしてきたのか。会計にあっては法遵守が原則ですがけれども、会計検査院の検査については、何年に一度行われているのか、そこだけお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 広範囲にわたっておりますので、順番に答弁をお願いいたしたいと思います。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、第6次高鍋町総合計画後期基本計画、対話でつながるまちづくりの到達度についてでございますが、数値的にお示しすることは困難であります。町民の皆様と各種行事でお会いしたり、役場に来られた際に積極的に意見交換や対話を重ね、総合計画に基づき、可能な限り町民の皆様のニーズに応えるよう行政運営に取り組んでいるところでございます。

次に、各種財政指標についてでございますが、その都度、財政経営課から報告を受けておりましたが、会議等は特段開いておりません。また、本町の財政状況につきましては、健全化判断比率も含め各種財政指標を確認し、健全性が保たれていると認識をしております。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（小山 圭一君） 副町長。人事配置の考え方についてでございますが、人事に関する御質疑ですので、私から回答させていただきます。

職員の配置に関しましては、職員総数と各部署の業務量を考慮しながら、町政の健全な運営及び発展、住民サービスの維持向上を念頭に適正な配置に努めているところで、その実現が成果といえるものと考えておるところでございます。

また、それぞれの職員の能力が発揮されるよう、適材適所の配置を行っているところでございます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。地域政策課関係部分についてお答えいたします。

まず、新規事業としてのお試し宿泊費補助及びデマンド交通についてでございます。

お試し宿泊費補助につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い利用者の数は減ったものの、これまでのお試し滞在住宅の無料貸出しからホテル等の宿泊費補助に変更をいたしましたことで、複数の方の滞在期間が重複した際でもホテルごとの利用が可能となり、

滞在住宅の空き状況によっては断らざるを得ないという課題を解消できたところでございます。

次に、デマンド交通の実証実験につきましては、利用者が少なくなった定時路線運行のなでしこバスから、デマンド型へ変換したことで、利用者数の増加につながり好評を頂いたところでございます。

利用者から、停留所が遠いなどの御要望がありましたが、それに対して、一定基準の下、停留所を追加、変更するなど利便性の向上を図ってまいりました。

次に、ふるさと納税についてでございますが、寄附額10億円を目標に取り組んでまいりましたが、令和4年度の寄附額の実績は7億4,242万円でございます。この結果は、ふるさと納税推進業務委託事業者の変更に伴います移行作業のため、寄附募集停止期間があったことが大きく影響したためと捉えております。その他、返礼品取扱事業者の新規開拓や新商品の開発、提案などが進まなかったことも要因の一つと考えております。

ふるさと納税のさらなる獲得には、ふるさと納税推進業務委託事業者及び返礼品取扱事業者と連携し、魅力ある返礼品の開発や宣伝広告の強化など、高鍋町を応援していただけるような取組を継続して行っていくことが重要と捉え、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

次に、企業立地奨励措置の固定資産税の課税免除の推移についてでございますが、令和4年度は10事業者、総額約1億7,605万円でございます。前年度と比較し、4事業者1,716万円の減となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。福祉課関係の新規事業における成果及び課題についてでございますが、まず、重層的支援体制整備事業への移行準備事業は、高鍋町社会福祉協議会に委託し、包括的な支援体制の整備に向けた取組を進めてまいりました。

対象者の属性を問わない相談支援体制の強化を図るため、高鍋町社会福祉協議会に新たに職員3名を配置し、関係機関との定例会議や個別ケース会議等を開催し、情報共有を図りながら支援を進めることができました。

反省点及び課題として、高鍋町社会福祉協議会の職員確保が予定どおりにいかず、事業開始が7月から3か月遅れたこと、また、重層事業担当職員、関係職員の理解を深めるための研修を優先したため、その他の役場職員等を対象とした研修が開催できなかったことが上げられます。

次に、地域子ども未来応援事業についてでございますが、登校拒否やひきこもり、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭や困り感のある子どもたちが集うことのできる居場所として、まちなかコラボを開設し、多くのボランティアの方々の支援、協力を頂きながら活動することができました。

今後の課題といたしましては、学習支援への取組をどう進めていくかというのが、ちょ

つと只今検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。農業政策課関連部分の収入保険制度につきましては、自然災害による収入減少や農産物の価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償するもので、本制度は令和元年に始まり、その加入者は年々増加をし、令和4年における本町の加入率は47.9%と、児湯5町の平均加入率44.4%を上回っております。

令和4年度からは、さらに加入者を増やすことと農家の負担軽減を図ることを目的とし、町単独の補助事業であります収入保険加入支援事業を始めました。今年度もさらに加入者が増えるものと見込んでおります。

また、加入者を増やす取組としましては、認定農業者協議会総会や、JA児湯生産区長会など、農家の方々が集まる機会に収入保険加入支援事業についての周知を図ってまいりました。今後も、引き続き事業を継続して周知を行い、加入者を増やしまして、災害等に対して備えていただきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教育総務課関係部分についてお答えいたします。

まず、高鍋町中学生海外短期留学派遣事業についてでございますけれども、令和4年度に派遣生徒の募集から選考までを行い、選考された生徒4名が本年度の7月22日から約4週間、オーストラリアでの短期留学を無事に終え、8月20日に帰国したところでございます。

短期留学を終えた生徒4名は、派遣前に比べ積極的に自分の意見をはっきり伝えることができるようになるなど、事業の目的であります挑戦する力、コミュニケーション力、積極性など、自ら未来を切り開く力を身につけ、成長した姿を見せてくれました。

今後、派遣生徒4名による事業報告会を予定しており、そこで行う短期留学を終えての感想等の発表に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

本事業は、高鍋町の御出身で、現在、宮崎市で会社を運営されておられます都原清次様からの寄附金を活用した継続事業でございます。来年度の2期生派遣に向け、派遣生徒4名の事業に対するアンケート調査や議員が申されるようなことなども含めまして、よりよい事業にしていくために随時見直しや検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、タブレットの活用関係でございますけれども、先日の一般質問でも申し上げましたけれども、令和4年度の全国学力・学習状況調査において、本町の児童生徒は、家庭において1時間以上の勉強を確保することや、計画を立てて勉強することの項目が全国と比較して相当低い傾向にあり、家庭学習の工夫改善が課題として上げられております。

そこで、令和5年度より、AI学習ドリルQubenaを導入し、授業のみならず、

日々の家庭学習でもQ u b e n aに取り組ませることで、望ましい家庭学習の習慣づくりに取り組んでいるところでございます。

家庭学習におけるQ u b e n aの活用状況につきましては、現段階では東中学校が先進的な取組を行っておりまして、日々の家庭学習や夏季休業中の課題として取り組んでおります。

Q u b e n aに取り組んだ成果としましては、生徒が集中して問題に取り組むことができる、学習内容の定着度が高まるなどの成果が学校のほうから報告をされております。今後は、各学校でタブレットの持ち帰りを推進し、1年間の取組の成果や課題を明確にし、次年度以降の家庭学習の工夫改善につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。成果表に書かれている内容についてはどのような基準点で書いているのかということについてでございますが、成果報告書につきましては、実施した事務事業のうち、報告書に掲載すべきものを第6次高鍋町総合計画後期基本計画の施策体系に基づき、各課、局で抽出、作成をしたものでございます。

続きまして、コロナ禍における住民サービスへの影響ということでございますが、議員の言われるとおり、ここ数年はコロナ対策に係る様々な事業に要した経費が少なくはございませんでした。しかしながら、真に必要な事業につきましては、きちんと予算措置をして事業を実施してまいりましたので、コロナ対策事業の実施により、住民サービスに影響が出るようなことはなかったと認識しております。

次に、企業立地補助に伴う固定資産税免除に関しての財政に与える影響についてという質疑でございますが、財政に与える影響につきましては、企業誘致を推進することで雇用の創出、人口減少の克服だけではなく、町内経済の好循環化など、あらゆる分野での波及効果が期待できることから、長期的視点においても財政的にメリットがあるものと捉えております。

また、地域未来投資促進法に基づき、企業立地等により地域振興等を図るため、地方公共団体が固定資産税の課税免除を行った場合の減収は、普通交付税の算定において、基準財政収入額から控除することにより、当該減収を交付税で補填することとされております。

続きまして、不用額についての御質疑でございます。

不用額についてでございますが、発生の主な要因といたしましては、建設事業等における入札執行残、仕様の見直しによるもの及び扶助費における受給実績数に伴うものなどでございます。

次に、義務的経費の比率についての質疑でございます。

歳出総額の変動により数値が増減することとなるため、低ければ低いほどいいとは考えているところではございますが、ここまで抑えようということが出来る経費ではございませんので、ここまでだったら適正というような比率というものを考えたことはござい

せん。

次に、流用についての御質疑でございます。

流用についてでございますが、地方自治法において、原則的に歳出予算の経費の金額は各款の間、または各項の間において、相互にこれを流用することができないとされております。予算で定める場合につきましては、一部可能となる部分はございますけれども、流用の調書につきましては、1枚1枚財政経営課において確認をし、疑義があれば担当者にフィードバックするなどして、誤りの発生がないような体制づくりを心がけております。

また、高鍋町で使用している財務会計システムにおきましても、規定に反する処理ができないよう一部制限がかけられており、正しく処理できる体制を整えております。

財政経営課、最後の質疑でございます。

会計検査院の件についてでございます。会計検査院の検査についてでございますが、検査対象は国の全ての会計のほか、国が出資している政府機関、政府関係機関、独立行政法人などの法人、都道府県、市町村などとなっているところでございます。

国の全ての会計では、毎年検査が実施をされているものでございますけれども、本町を含めました地方自治体におきましては、実施される周期が決まっているわけではございません。なお、これまでに実施された本町に対する会計検査におきましては、国庫補助金の対象事業費の過大積算等の指摘を受け、補助金返還に至ったケースもございました。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。税務課関係部分について答弁をさせていただきます。

まず、公売へと至る過程についてでございますが、地方税法等の規定により、納期限までに納付されなかった場合は、二十日以内に督促状を発し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、滞納者の財産の差押えをしなければならないこととなっております。

滞納者の財産を調査した結果、不動産の差押えが適切と判断した場合は、相続案件かどうかに関わらず不動産を差押え、公売をすることになります。

次に、相続者にどのような利点があったのかということですが、税務課サイドからすると、滞納の解消につながるものが上げられますが、相続人それぞれのお考えかと思っておりますので、こちらでは分かりかねるところでございます。

次に、不納欠損に至る経過についてでございますが、先ほど答弁しましたとおり、滞納をし、納付が見られない場合は、本来、差押えをしなければなりません。調査の結果、差押えをすることができる財産がないとき、差押えをすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び差押えをすることができる財産がともに不明であるときは、差押えの執行を停止することができ、その状態が3年間継続したときに不納欠損することになります。

次に、保育料につきましては、3歳児以上の無償化が令和元年10月分から実施されておりますが、それ以降の滞納はございません。決算時の滞納世帯は、滞納繰越分のみとなっております。3世帯でございますが、実態把握は行っております。

次に、住宅使用料につきましては、決算時の滞納世帯は12世帯で、全ての世帯の状況把握を行っており、状況に応じた納付計画を立て、納付を頂いているところでございます。以上です。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。お答えいたします。

各自治公民館の行事につきましては、実施率、%はお示しできませんが、各自治公民館より提出頂いております令和4年度の事業報告によれば、夏祭りや敬老会、子ども会レクリエーションはほとんどの自治公民館で中止になっておりますが、地区内の清掃活動や草刈り、防犯パトロールなどは実施頂いております。

補助金見直しをしなかった理由としましては、高齢者や小さな子どもの参加が見込まれる行事においては、各自治公民館の判断するところにより中止されておりますが、自治公民館には、ほかにも地域の防犯、防災、環境衛生、美化活動、交通安全活動といった重要な役割を担っていただいておりますので、補助金の見直しは行っておりません。

自治公民館から脱退する人の増加についてでございますが、地区費を払う意義を見いだせないや、高齢になり清掃活動等の行事に参加できない、人間関係の希薄化などで地区を抜きたいとの相談が増えております。相談者が納得されることは難しいのですが、清掃等の活動を減らしてもらうなど、地区とよく相談するように説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、答弁を頂いた中で3つほど出てまいりましたので、ちょっと質疑を行いたいと思います。

まず、雇用創出に企業立地に伴うというところで、雇用創出ができたという答弁があったと思うんです。そのときの答弁の中で、なぜしっかりとした雇用創出、これだけの雇用創出があったんですよということが述べることができなかつたのかというのは、実態をきちんと調査していないんじゃないかなというふうに思うんです。

具体的に、それに見合った雇用創出がしっかりとできているのかということが、議会では知りたいわけです。特にそこを知らないと、一人も雇用創出がないのに、そういうのだけ、補助金だけ差し上げているというのはちょっと問題かなというふうに思うんです。やっぱり具体的にきちっとした数字を示さないと、私たち議員は、私だけかもしれませんが、やはり住民の皆さんからお話を受けたときに、具体的にこういった雇用創出があったんだよと。だから、これは企業立地補助を出すことには意味があるんだよとか、意義があるんだよということをきちんと私は言わなければいけない、答えるべき立場にある人間からす

ると、先ほどのように数字が何も言われていないというところにちょっと問題を考えております。

それから、先ほどちょっと言ったんですけど、流用に関して職員教育というのをどうしていますかということについて、一般的な答弁で、多分これでよしとされたんだろうと思うんですけども、職員教育をどうしてきたかを私は問うているのであって、別段、財政経営課のほうでいろんなことを答弁していただいても、やはり職員教育でこういうところには流用してはいけないんだよという研修を一体どれぐらいしてきたのかと、やっぱり新しく職員となられた方もいらっしゃるだろうし、また、上に、上司に上がる方もいらっしゃるだろうと思うんです。そういう方たちが、定期的にこういうのは流用したらいかんとよというふうにやっぱりきちんと教えてあげる、だから職員教育です。職員教育がどうなっているのか、私は流用があったと言っているわけではなくて、そういうことをきちんと教育してあげないと、私は、新しく職員になった皆さん、やっぱり大変だろうと思うんです。何でも使えるんじゃないかなというふうに思って出したけれども、結局これは使えないよとか言われたりしたとき、お金がないよとか言われたときに引き下がらないといけないというところが、多分、職員の皆さんの中にはあると思うんです。

だから、必要なものだからこれを買いたいとか、これを欲しいとかいうことを多分思っているんじゃないかと思えます。そういう人たちの考えをストップさせるんじゃなくて、やはり流用ができる範囲をきちんと教えてあげとけば、その点で、ここから流用していただければありがたいとか、そういうことの教育をしっかりとさせていただきたいという、それがどうなっているのかということをお聞きしたかったわけなんです。だから、それで、ちょっとそのところ1件あります。後ろからちょっと行きましたけど。

そして、ふるさと納税に関して、やはり変わったと、委託業者が変わったということをお聞きされましたけれども、委託業者が変わろうが変わるまいが、私はきちんと目標を立てた以上、目標に向けてしっかりと、返礼品とかいろんなことはやっぱりやっていかないとはいけないと思うんです。

今まで委託を受けていた町内の業者についても、正直な話を言って、俺はもう委託を受けていないから、じゃあ協力しないじゃなくて、そういうことはなかったと思うんです。だから、今までのノウハウプラス、だから高鍋町でふるさと納税が達成できなかった一番大きな理由ちゅうのは、私は、やっぱりちゃんとした返礼品の確保が難しかったと、そして、新しくやはり全国の皆さんにお示しできるような、これはいいと、皆さん、ふるさと納税をなんか物売りと考えていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりふるさとを、要するに高鍋町をアピールする絶好のチャンスだと思うんです。これをやはりきちんと高鍋町を訴えていくことのできるものがなかったから、ふるさと納税が少なかったということだと思うんです。

だから、目標値をじゃあ低くすればいいのかじゃなくて、やっぱり高みを極めていながら、絶対10億円の予算を立てたら10億円は絶対1円でもオーバーするよという気持

ちが職員の中であったり、いろんな中であったり、やっぱりそこを各課が協力し合っているながら、地域政策課だけの問題ではなくて、全課がやっぱりこれに努力して、うちはこれが売りだからこういうふうなものを売ってよというところ、例えば、農業政策課でもそうだと思うんですが、やはり、こういうのがうちは売りよというのがあればどんどん積極的に生かしていくというか、そういう会議ができなかったのかなというふうに私は思うんです。

そうやっていくことによって、やっぱり町長がよくおっしゃる有機農業、有機米なんかは、どんどん今評判がもう全国でも高まっていつているんです。有機栽培されている、もう有機と名前がついただけで少々高くても売れていく、そういう時代だと思うんです。その時代の波に乗って、有機栽培でないものを有機栽培したと、私、うそをついて売れと言っているわけじゃないんです。だから、有機栽培をしっかりと普及させることによって、有機栽培でやったものを普通の値段よりも高く売ることのできる、そういったものを地域政策課とやっぱりコラボしていきながらやっぱりやっていく、そういうことのコラボがちょっと少なかったんじゃないかなというふうな気がするんです。

だから、有機栽培やっていらっしゃる方の事業者というか、そこいらあたりとの、やっぱり地域政策課なり、農業政策課あたりとのコンタクトの取り方というのも、私はちょっと問題が出てきているんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、ふるさと納税で、ただ単に数字的に見ているのではなく、なぜこの数字で終わったのかという追及を、やはり間々で3か月ごとぐらいにやっぱりやっていかないと、ふるさと納税ちゅうのは、決して黙っていい品物があれば、言い方は悪いけど、肉があれば売れるという時代ではないと思うんです。やはりそれぞれに工夫をして、いろんなものを準備するというか、私は、都城の豚肉を生産されているところの方にお伺いして、私、お話を聞いてきました。そしたら、切るものとか……。

○議長（永友 良和） 中村議員、ちょっと短くお願いします。

○7番（中村 末子君） ちょっと待って。だから、私が言いたいのは、そういう研究をしてきているかどうかなんです。だから細かいことを言えば切りがありませんけれども、だから、そういうのがちゃんと研究として、地域政策課のほうでちゃんとあったのかどうかということをきちっと聞いておかないと、これはもう今年も、今年度ももう来ているわけです。半年以上過ぎていくわけです。だから、過ぎていく状況の中で、これをちゃんと決算を後の半年に生かしていく、そういう状況を私たち持っていないと危機的状況だと思うんです。やっぱりこれだけほかのところが上がってきている中で、下がってきているというのは危機的状況だと私は思うから聞いているわけです。

それから、税務課のほうでお答えがありました。相続案件に限らずということで、きちんと処理されていることは理解できます。しかし、探せば、相続案件であれば必ず身内の方がいらっしゃるかもしれないという状況があると思います。だから、そういうところまで、相続案件に限らず滞納されている世帯についてはきちっと把握しているという状況で

はあるとは思いますが、やはり相続案件であれば、できれば相続者名まで、ちゃんと調べていただいているとは思いますが、そこまでしっかりとした追及ができてこなかったのかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 3点目のふるさと納税は、そういう目標値に向けた研修や会議をしっかり行っているのかということについていいですか。

○7番（中村 末子君） そうです。

○議長（永友 良和） 分かりました。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（永友 良和） では、再開いたします。

税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。相続人の調査をちゃんと行っているかということだと思いますが、まず、納税義務者等が亡くなった場合には、その滞納案件とか、そういったのに関わらず、納税義務者が亡くなった場合には戸籍調査を行いまして、相続人の特定を行っているところでございます。全てです。

○7番（中村 末子君） 滞納に関係なく。

○税務課長（宮越 信義君） 滞納に関係なく。（発言する者あり）いえいえ。だから、滞納案件とかに関わりなく、全て納税義務者が亡くなった際には戸籍調査を行いまして、相続人の特定を行っているところでございます。

その中で、滞納案件が出てきた場合には、その相続者の方から徴収をするという形になっております。

○議長（永友 良和） あと、流用とかの職員教育は行っているのかというのはいいですか。

財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。流用についての職員教育についてでございますが、まず、流用が年々多いというのは、監査委員から指摘を受けているところでございます。それを受けまして、年に1回、年度初めに予算事務説明会を行っております。その中で、流用について私のほうから話も毎年しているところでございます。

教育につきましては、流用に関する会議、それだけを開くというのはなかなかでございますので、実際、業務をしながらの教育、いわゆるOJTというやつですか。それで上司からの指導とか、そこら辺により流用に関する知識、スキルアップは図っているところでございます。

また、財政経営課におきましても、流用する場合は、よく相談には来られます。そのときも担当、それと私のほうに毎週のように相談がございまして、そこら辺も、間違いのないようにきちんと指導はしているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。2点ほどの御質疑かと思えます。

まず1点目、雇用創出の実態、数値に関する御質疑でございましたが、雇用促進の奨励の対象者の数になるかと思えます。こちらにつきましては、大変申し訳ございません。現在、手元のほうにございませんので、委員会の際にお示しさせていただければと考えております。

次に、ふるさと納税につきましては、先ほど議員から御意見頂きました。おっしゃられたように、返礼品そのものの魅力のアップ及び高鍋町を売り込んでいくという部分に関しましては、まさにおっしゃられたとおりでございます。高鍋町の返礼品という部分につきましては、現在、農業政策課のほうからも御意見や情報等は頂いているところでございます。私どものふるさと納税担当の職員がそちらと連携しながら、新しい返礼品の開発、また様々な商品開発に向けて努力をしているところでございます。

また、先ほど出ましたけれども、委託事業者が昨年度半ばより変わって、それに伴いまして、ふるさと納税の返礼品、皆様御承知と思えますが、ポータルサイトで様々な商品が出てきます。あの中で出ます写真の色であったり、写し方であったり、様々やはり専門的な知識に基づいて売上げが大きく変わることとなります。それに伴いまして、委託事業者と連携を図って、色であったり写し方であったり、その他、細かい部分につきましても担当者のほうで対応しながら、現在、努力を進めているところでございます。

○議長（永友 良和） 中村議員、雇用の数字については委員会審査のときでよろしいですか。

○7番（中村 末子君） 本当はいかんちゃけどね。議場で答えるべきことだと。そういうことをきちんとやっぱり議会側から質疑されたときには、ちょっと時間をおいてでも、やっぱり調べてくるのが私は筋じゃないかなと思うんです。そうでないと、後で資料をお渡ししますとか、そういうことになってくると、ここで総括質疑した意味がないと思うんです。自分たちで言っていらっしゃるわけだから。雇用の創出があったちゅうことを、具体的に。だから、雇用の創出があったということを言う以上は、きちんとした数字を本当はこの場で示すべきだと私は思うんですけど、あとは議長の判断によると思えます。

○議長（永友 良和） 委員会審査時に説明も含めてするというところでよろしいですか。

○7番（中村 末子君） いいです。

○議長（永友 良和） それでいきたいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第2号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。不納欠損額については、収入未済額の滞納繰越分の1割となっているようなんですけれども、滞納繰越しについて、状況把握はなされているものと考えますが、どうにかできると判断されてきたのか、お伺いしたいと思います。

国保世帯数は減少しているものの、医療費が多くなっている要因は何だと判断してきたのか、また、それらの疾病は、予防や特定健診などにより把握することは可能だったのかどうか、お伺いします。

県としては、県内自治体の保険税などについては、県域での税とするにはまだ困難があるようですが、それは何に起因しているかと判断しておられるのか。

コロナ禍にあり、特定健診などができなかった、できなかったわけではなくて、特定健診の在り方を少しずつ変えていって頑張っておられたことは十分承知しております。医療費をどのように捉えておられるのか、ちょっと医療費が高いような気がしましたので、特定健診との関連をちょっと質疑しました。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。税務課関係部分について答弁をさせていただきます。

不納欠損につきましては、執行停止、不納欠損の要件は税と同じでございます。ですので、財産調査の結果、執行停止したものを、今回、不納欠損をしたということでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。お答えいたします。

国保世帯数の減少によりまして、医療費総額は減少しておりますが、1人当たりの医療費が増額していることにつきましては、被保険者の高齢化、高度医療や高薬価が原因と考えております。

本町の疾病状況を見ますと、生活習慣病に起因する疾病が上位にありますので、生活習慣病発症予防、重症化予防のための検査項目で健診を行っておるところでございます。

次に、保険税水準の統一が難しい理由でございますが、税の算定を高鍋町では、所得割、均等割、平等割の3方式で行っておりますが、これに資産割を合わせた4方式や所得割、均等割だけの2方式で行うなど、算定方法が市町村で異なること、また、1人当たりの税額が異なることに起因しているものと考えております。

次に、特定健診につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、実施時期の変更でありますとか、日数を増やすなどの工夫をいたしまして、コロナ禍においても実施いたしましたので、医療費の直接的な影響というものはないものと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第3号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 保険は確かに相互扶助で成り立っていると考えます。特定健診を受け、定期的な医師の診断をしている方の割合はどのくらいだったでしょうか。

これ、何回も聞いて申し訳ないんですが、不納欠損について、監査委員の意見書ではやむを得ないものとあるんですけども、先ほどから説明してあるとおりでとは思いますが、再度、お答えを願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。健診の受診前から既に病院に通っておられる方も多く、後期高齢者健診をきっかけに医師の診断を受けている方の割合については、健康保険課においては把握しておりません。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。繰り返しになりますが、不納欠損につきましては、執行停止、不納欠損の要件は税と同じでございますので、財産調査の結果、執行停止したものを不納欠損しているものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第4号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 終末処理を担っている会計として、収入未済額は、単に徴収事務の違いだけなのかどうか。例えば、お亡くなりになった家を相続者が確定せずそのままになっているところなどはなかったのか、不納欠損はなされておりませんが、その理由は何なのかお伺いします。

ほかの会計は、支払いがないときは不納欠損されているようですが、基本的な考え方としてはどうしてきたのか、お伺いします。

処理場運営については、長寿命化ですが、根本的な対応をしなければならない問題についてはどのような対応をしてきたのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。只今2点の御質問を頂きましたので、順番にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の部分でございます。下水道事業につきましては、令和5年度から公営企業会計に移行することになりまして、3月31日をもって会計のほうを閉じております。打切り決算を行っているところでございます。そのため、令和4年度は出納整理期間がなかった分、下水道使用料の収入未済額につきましては、例年度より多額になっているという状況が出てきているところでございます。

下水道使用料の収納につきましては、こちら、不納欠損の処理についての考え方にも重なるところではございますけれども、督促状等の発送のほか、電話連絡でございますとか、訪問などを随時行いまして、支払いが滞っているお客様に対しましては、期日を改めて、また支払いのお約束を頂いたりですとか、支払い計画を立てまして、支払いのお約束を頂くなどの対応で、不納欠損に至らぬよう収入未済額の縮減に取り組んでいるところでございます。

また、お亡くなりになられた方で、相続者が確定していないことによる不納欠損についてはございませんでした。

それと、続きまして、2番目の浄化センターのお尋ねでございます。

高鍋浄化センターの長寿命化対策についてでございますけれども、平成25年度から平成29年度にかけて、耐震化工事及び更新工事を行っております。長寿命化対策の終了から6年が経過しております、新たに修繕や更新をしていくべき箇所も発生してきておりますけれども、内容といたしましては、部分的な修繕で対応可能なもの、オーバーホールなどにより延命化を図っていくもの、全体的に新たなものに入れ替えていくべきものなど、その機器によって様々でございます。

このことから、施設の修繕や更新につきましては、その内容を十分に精査しながら、長期的な視点から施設の維持管理に最適な手法を検討いたしまして、計画的な施設の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第5号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第6号令和4年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 収入未済額が減少しておりますが、何か特別の事情があったのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。収入未済額の減少理由についてでございますが、税務課としましては、税と同様に早期催告、早期調査、早期差押えの方針の下、滞納整理を行っておりますので、その成果の一つと判断しております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号令和4年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと1点だけです。不用額について、判断がどうされてきたのかなとちょっと気になりますのでお聞きします。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。不用額についての判断ということでございますけれども、一番不用額として多い総務費の公課費につきましては、消費税の中間申告が3月中旬に確定するというので、予算を残しておりました。そのほかでは、設備等の故障などの緊急時の対応に備えまして予算を残しております。そのような判断の下に、3月末まで予算を残しておりました。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号令和4年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第9号令和4年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 漏水による管の安定に欠かせない砂などの流出は見られなかったのかお伺いします。

18円26銭、去年は4円71銭の逆ざやとあるんですけれども、昨年度より大きくなった原因は何であるのか、お伺いします。

詳しくは特別委員会でお聞きしますけれども、水質についてはどのような変化が生じているのか、いないのか、お伺いしたいと思います。これは、ゲリラ豪雨などがありますので、すみません、伏流水を使っているところの問題だけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

VP管については、破損もしくは漏水の可能性があるとのことですが、あと、延長はどのくらいあるのか、お答えできればお答えしてください。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。只今4点の御質問がございました。順にお答えをさせていただきます。

まず1点目、漏水による砂の流出は見られなかったのかというお尋ねでございます。

まず、上下水道課におきましては、事故率の高い管路の更新、それと、毎年度実施して

いる漏水調査によります漏水の早期発見によりまして、漏水事故は年々減少傾向にございます。この漏水調査においては、道路の地中部の状態までは判別しかねるのでございますけれども、現在まで砂の流出等に伴う道路の異状は発生していないところでございます。

もちろん公道におきます漏水事故では、漏水とともに砂などの流出はございますけれども、漏水修理時の埋め戻しを確実にに行いまして、修理後の道路の異状を招かないようにしているところでございます。

次に、2点目でございます。逆ざやのお尋ねでございますけれども、昨年度よりも逆ざやが大きくなった原因といたしましては、有収水量の減少に伴います給水収益の減少、浄水施設等に係る修繕費ですとか、電気代高騰による動力費の増加に伴う費用の増加によるものでございます。

次の3点目でございます。水質のお尋ねでございますけれども、御指摘のとおり老瀬浄水場の水源は河川伏流水でございます。ここ数年来、台風等によります河川の増水によってその影響を受けるようになりまして、河川伏流水の濁りが大きく上昇するようになってまいりました。河川の増水にあっても、水質変動に応じました薬品の投入ですとか、設備であります急速ろ過器の適切な運転による浄水処理によりまして、水質の安定した水道水の供給ができているところでございます。

最後、4点目でございます。V P管のお尋ねでございますけれども、このV P管につきましては、昭和50年代前半に実施いたしました第1次拡張事業において、その多くが布設されてきたところでございます。布設から40年以上が経過いたしまして、平成以降、順次布設替えを進めてまいりましたけれども、あと1割弱残っているところでございます。

1割というのが、第1次拡張時に布設したV P管のうちというふうに御理解頂くとよろしいかと思うんですけれども、こちらにつきましても、路線の重要度、事故率の高さなどを勘案しながら、順次、更新を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

次に、議案第47号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 雨漏りがしていて、維持管理に要する費用節減を考えてのことであると判断しておりますが、ほかの団体への働きかけは行われたのか、お伺いします。

また、土地を譲渡しない理由は何でしょうか。

土地の面積は何平米あるのか。当然、建物を無償譲渡するのであれば、地上権が発生し、土地そのものも譲渡まではしないものの、土地の管理をどうしていくのかをお伺いします。

道もあり、民家がありますので、道路管理はしないといけないと考えますけれども、崖崩れとなった場合どうするのか。復旧にお金をかけることになる、どうなるのか大変気になるところです。

今までに整備したところやマットなどの災害時利用できるものをはじめ、いざ災害というときにはお風呂がありますので、総合体育館への避難者については、長くなる場合、お風呂利用も考えられると思いますが、どうでしょうか。

また、陶芸教室の利用者については、決まった人たちではあると思いますが、理解はされているのか、また、移転された使い方をされるのかをお伺いします。

無償譲渡先はどこまで責任を持たれるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。譲渡先を決定するに当たりましては、6月19日から7月21日までの期間、公募を行い、1者からの応募があり、8月10日に高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設譲渡先候補者選定委員会を開催し、候補者を選定したところでございます。

土地につきましては、建物と異なり維持管理に係る財政負担が小さいこと、また、多様な用途として活用することが可能であることから、譲渡後3年間は無償貸付け、その後は有償貸付けとしたところでございます。

次に、土地の面積は9,062.95平方メートルでございます。

土地の管理につきましては、日常の管理は譲渡先で行っていただき、自然災害等による倒木処理は町で行います。

次に、災害時の施設利用、障害者用卓球台及び陶芸窯利用者の利用継続につきましては、譲渡先を公募するに当たり定めました募集要項の中で、協力をお願いしております。

大規模災害時の施設使用など、詳細な協力内容につきましては、今後、担当課も含め協議してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっとまだ。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） すみません。譲渡先の責任についての質疑でございます

が、提出されました応募書類の事業計画書の中で、避難計画への協力、障害者用卓球台及び陶芸利用者につきましては、引き続き利用できることを確認いたしております。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。道路管理部分につきましてお答えいたします。

崖崩れにつきましては、基本的に土地の所有者に管理をしていただいておりますが、里道上の土砂撤去等につきましては、早急な現状回復のため、道路管理者である高鍋町が対応せざるを得ないと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）言われた、言われました。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、答弁を聞いたんですが、ちょっと3年間無償貸与、これは何。もう一度ちょっと説明していただきたいんですが、無償貸与する部分についての状況というか、その以降は違うとおっしゃったでしょう。だからその間は、じゃあどこがどう責任を取るのかというところまで答えてもらわないと、ちょっと訳が分からなかったっけ。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前11時14分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 繰り返しの答えになりますが、土地の管理につきましては、日常の管理は譲渡先で行っていただきまして、自然災害等による倒木処理は町で行うこととしております。

再度ですが、譲渡後3年間は無償での貸付け、それ以降につきましては有償での貸付けということにしております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 聞いた理由は、あそこの手前のほう、そして向かって山の上に向かって左側のほうが、前は杉の木があったんですが、ずっと伐採されているんです。そうすると、やっぱり風当たりがかなり強くなって、土地の形状というのにも影響があるんじゃないかなというふうに私は思っているんです。だから、正直な話言って、やっぱりその辺までちょっと打合わせのときに言ったかどうかわからないんですが、できればその辺のところまできちんと答えていただきたいかったです。

だから、3年間は無償で貸与すると。そして、だから有償で土地利用については、今度はお金を取るということであれば、管理もこっちがしないといけないという状況は、無償譲渡であっても有償であっても、土地が、借り賃を出してもらっても、こっちがどっちに

しても管理しているわけです。高鍋町が管理しているわけです。条件がやはり、山がある場合の、こっち側のほう、民間の所有地が山があった場合の風当たりの影響、そして、なくなった場合の風当たりの影響ちゅうのは、もうこれ全然違うんです。だからそこ辺のところを巻き返しというのがありますが、やっぱり巻き返し、台風のとくに東風、西風とあるんですが、最後にあったやっぱり西風が巻き返しが強かった場合、あそこはかなり受けるんです。今、農業高校の山がちょっと高いから、それは大丈夫かなと思うけど、あそこのグラウンドから舞い上がってくる風というのは、非常に強いものがあるんです。だから、総合体育館が最初できたときに、4か月目ぐらいでした、屋根が吹き飛んだんです。だから、そういうことも考慮したときに、やっぱりあそこである場合は、土地の形状で、もし植栽されているものじゃなくて、それ以外に雑木があったとしても、もし、それが隣の民家辺りに影響を及ぼした場合は、これは土地の管理者が必ず責任を持たなきゃいけないということになっているわけです。

だから、災害時だから管理者が責任を持つ必要はないという考え方もあるようなんですけども、やはり個人の場合ではそうかもしれません、やはり自分のところに立っている木なんかが、近所の民家とかいろんなところに影響を与えた場合は、やっぱり補償しないといけないという部分もあるんじゃないかなというふうな気がするんです。だから、そのことも考えて答弁していただけたら、もう2回目、3回目はなくて済んだんですが。

だから、3年後というか、3年間は無償でするんだけど、それ以降はどれぐらい借り賃を取るつもりなのかと、貸していくのかと。もう地上権があるんだから、ほとんど本人のものと同じなんですよね、これは。だけど管理だけ高鍋町がずっとしていくなんちゅうのは、正直な話言って、最初あそこの土地、もう何か使いようがないぐらいのお話をされていたと思うんです、前のときに、だから……。

○議長（永友 良和） 中村議員、質疑をお願いします。

○7番（中村 末子君） だからそういうことを考えて、今度はこういう譲渡をしたのかというのが気になる場所なんです。総合的に考えた譲渡先、譲渡をしてきたのかということが知りたいわけです。財産の譲渡と簡単に考えたらいけないちゅうことを今言っているわけであって。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） まず、3年が経過した後の土地の貸付料ですが、これは、公有財産取扱規則に基づきまして、当該土地の固定資産税相当額ということで、現時点では年額18万7,300円程度を見込んでおります。

そして、今回譲渡いたします高齢者等多世代交流拠点施設ですが、これは宮崎県が昭和47年に建築をされた旧特別養護老人ホームを平成23年度に町が取得し、主に建物内部の整備を行いまして、平成25年の7月から利用を開始しております。

施設の管理運営を効果的かつ効率的に行いますために、令和2年度から指定管理により運営をしてまいりましたが、施設全体の老朽化が進んでおり、今後も多額の更新費用が必

要となりますことから、個別施設計画において令和12年度までに廃止の方針となっております。

その利用が一部の利用者に固定化されている状況も踏まえまして、公の施設としての位置づけを廃止して、障害児支援施策及び福祉施策のさらなる充実に取り組む民間事業者へ譲渡することとしたところでございます。

○7番（中村 末子君） 財産の管理については、健康保険課長が答えるべきことではないわ。財産の管理やから。それは、財産の管理は財政経営課長が答えるっちゃねえか。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時25分再開

○議長（永友 良和） では、再開いたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。先ほど申しましたように、大規模災害時等の詳細につきましては、契約書の中身には盛り込んでおりませんので、そのあたりにつきましては、担当課と協議しながら、詳細に今後協議していく必要があるというふうに考えております。

契約書には、確かに議員がおっしゃいますように、そういった詳細のことについては、まだ仮契約でもありますので、そういった詳細のことには記載はしてありません。

○議長（永友 良和） 中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が申し上げているのは、今、仮契約の段階で、しっかりとした契約書を結ぶための提案をしているわけです。そうでないと、あそこで陶芸教室をしている人は、本当に僅かで限られた人だろうと思うんです。卓球をしている人もそうだろうと思うんです。障害を持っている方々。だから、そういう問題点が、やっぱりいろんなのが残されている。あそこにあるマットやら、本当にどうするのかということも含めて、しっかりと本契約書には盛り込んでいかないと、後で使えなくなったり、入り込めなくなったりしたときに、じゃあ、あのときの約束はどうだったの、議会での答弁はどうだったのということになりかねないと思うんです、議長。私はそう考えるから、しつこく聞いているんですよ。

だから、本契約のときには、そういうところも詳細に、被害がもし大規模災害があった場合には、どちらが責任を持つということも含めて、やはり土地の問題については、お金を頂いているんだから、高鍋町が責任を持つなら持つていいんです。契約書の中にしっかりと盛り込みたいと思いますとかいうことがきちんと答えられないのであれば、私は、もう契約としてはずさんだと思うんです。やっぱりそういう契約じゃなくて、しっかりとした契約書を結びなさいということをお願いしているだけなんです。

そうでないと、後になってどっちの責任というふうになったときに、町が責任を取らな

きやならなくなる範囲、向こうが、上物、無償譲渡された人が取る責任、その責任の範囲を明確にすることが必要だと私は申し上げているだけなんです。それ以上はない。だから、あなたたちが最終的に明確にするということが、意思がなければもうそれはしようがないと思いますが。

○議長（永友 良和） それについて答弁してもらえればいいですね。

○7番（中村 末子君） はい。

○議長（永友 良和） 本契約時にしっかりそういう詳細なことまでしっかり盛り込んでほしいという、今、質疑ですが、どうでしょうか。健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。本契約の中で、今、御意見がありましたような詳細な内容につきましても、協議の上、盛り込んでいくような形にしていきたいと思えます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第49号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今までの条例でいけない理由は何なのか。また、これから重層的な政策も本格的に始動することになっているんですが、それとの関連はどうなるのか、お伺いします。

例えば、親がパチンコなどをしていて、食事を作らず困っているときなどは、これらの条例で子どもは守っていくことができるのか、お伺いします。

子どもの人権についての考え方は、どこまで推しはかることができるのか、そこを詳細にお答え願いたいと思えます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。今回の条例改正は、こども家庭庁の設置に伴い、子どもの福祉保健等を目的とする事務がこども家庭庁へ移管され、厚生労働大臣から内閣総理大臣への主務大臣の変更など関係する法律等が改正されたため、これらを引用している町条例について改正を行うものでございます。

重層的な政策につきましては、令和7年度からの本格実施に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ネグレクトに該当する、またはネグレクトが疑われる場合、児童虐待防止法に基

づく児童相談所への通告を行い、児童相談所が子どもの生命に危険があると判断する場合は、児童福祉法に基づく一時保護により家庭から引き離し、子どもの安全を確保する措置を取ります。

児童虐待防止対策は、こども家庭庁におきましても重要な政策分野の一つとして位置づけられておりますので、町といたしましても、これまで同様、子ども家庭支援センター「みらい」による相談支援のほか、児童相談所をはじめ福祉、母子保健、教育、保育、医療分野などの関係機関で構成された子どもを守る地域ネットワークといわれる要保護児童対策地域協議会において、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭についての情報共有や見守り支援などの連携を図りながら、児童虐待の発生予防、発生時の迅速的な対応に努めてまいりたいと考えております。

子どもの人権につきましては、1989年の国連総会において、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約により、18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界の全ての子どもたちに自らが権利を持つ主体であることを約束しており、以降、世界の子どもたちの状況の改善に大きな役割を果たしております。

こども家庭庁の設置とともに、令和5年4月1日から施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、子ども政策の基本理念のほか、子ども大綱の策定などについて定めており、今後、これらの施策を推進しながら、子どもの人権についての理解を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第51号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑はありませんか。15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 15番。34ページ、35ページのスマートウェルネスシティ推進費、運動スポーツ習慣化促進事業についてですが、一般財源が3,000円で、ほぼ100%国庫支出金となっております。その国庫支出金は、恐らく11ページの地方スポーツ振興補助金だと思いますが、であれば、その補助金はどのような事業メニューで使えるのかと、今回、行う事業の概要を教えてください。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。議員が申されましたとおり、国庫支出金の487万4,000円は、衛生費国庫補助金、地方スポーツ振興費補助金でございます。これはスポーツ庁の補助で、地方スポーツ振興費補助事業の中のスポーツによる地域活性

化推進事業のうち、運動スポーツ習慣化促進事業に取り組むものでございます。

これは、多くの住民が安心して、安全かつ効果的な健康づくりのための運動スポーツを習慣的に実施するためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を国が支援するもので、都道府県、市町村に対する定額補助でございます。

事業の内容といたしましては、健康づくりや運動、スポーツに対する無関心層を運動実施へとつなげるための新たなアプローチとして、子どもたちからの働きかけを行っていただこうというもので、まず、東西小学校のそれぞれ1学年を対象に、オリンピック・パラリンピックのメダリスト等によりますキッズアンバサダー養成講座を実施いたします。子どもたち自身に運動やスポーツの魅力等を実感してもらい、講座受講後には、保護者や祖父母、地域の高齢者等に学んだことを伝え、運動を継続できるよう働きかけを行っていかうというものでございます。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番、日高正則。委員会が違いますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

39ページのところの農業費の中で、新規就農者育成総合対策補助金1,407万9,000円がありますが、この内容をちょっと教えてください。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。新規就農者育成総合対策事業費補助金についてでございますけれども、この事業につきましては、農林水産省の行う新規就農者への補助事業になります。新規就農者の機械、施設等の導入に対しまして、国が2分の1、県が4分の1を補助するもので、今回、この事業の対象となりましたのが3経営体でございます。

それぞれの内容といたしましては、中古ハウスの購入、中古鶏舎の購入、ブロイラー給餌器の購入となっております。

○議長（永友 良和） ほかにありませんか。10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。同じ38、39ページでございますが、2点お願いしたいと思います。

1つは、今、日高議員が申された部分ですが、ここの部分については、多分、当初予算もついていたんじゃないかなと思うんですが、歳入のほうが歳出を上回ると。何で歳入のほうが多いのかというのが1点。

それと、その上の新型コロナウイルス感染症対策費ということで、細目ができておりますが、中身は肥料価格高騰対策ということで、直接的にこのコロナウイルス関係になるのかなと。というのが、ずっとこれまで新型コロナについては、繰入金というか、ふるさとづくり等を充当した後で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充てられますというような答弁をずっと聞いてきたような気がするんですが、この細目の名称とこの肥料価格というのは、これはウクライナの関係での事業じゃないかなという気がするん

ですが、これが新型コロナになるのかなというのがちょっと気になったものですから、以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。新規就農者育成総合対策事業費補助金についてですけれども、当初、上げております事業メニューと違うものを今回上げております。メニューの中にそれぞれ新規就農者の150万円補助というものがあるんですけれども、それと別の事業として、施設の購入、機械等のメニューのほうを今回上げておる関係上、今回、当初予算案とは別に補正で計上することとしております。

もう一つ、コロナウイルス感染症対策費と肥料価格高騰対策事業費補助金の関連ですけれども、資材価格の高騰等をコロナウイルスの事業としての対象という形で国のほうが出されておりますので、今回、対象事業として計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。まず、債務負担行為から体育館のLED照明リースに関して、教育総務課のほうから出ているんじゃないかなというふうに思いますけれども、7年間で1,744万7,000円というのはちょっと高いんじゃないかなと考えますが、積算根拠をお示し願えればと思っております。

まず、LEDは劣化が少なく長寿命の上、管理するに当たり1年間に何回清掃してルックス検査を何回行い、通常10年間の寿命とするならば、7年では付け替えることもなく終わると私は考えますが、どうでしょうか。そうなれば、工事費は高鍋町出しになるのではないかと心配しております。

自治公民館では、防犯灯の年間電気料は支払っておりますが、LEDとなって1台約200円から120円ぐらいまでに下がって、また高騰化によって150円ぐらいまで上がってきておりますが、200円からするとすごく安くなっているのが現状です。それから考えると、今までメンテナンスした費用は幾らぐらいかかったのかも計算に入れないといけませんし、相手が町外業者となると、高鍋町内業者ではメンテナンスできないのかということにもなりかねません。町内業者で高所の作業に関してできると判断する業者がおられるのであれば、業者選定に必要な資格などを提示し、業者登録をしていただき、町内業者へのリースとならないのか、それは検討されたのかどうかをお伺いしたいと思います。

もう一つは、これをきっかけに町内の施設などのリースとなれば、当然、LED本体そのものを替えなければならないときなどは、どうするのかなどを契約条項に盛り込むのか知らせていただきたいと思っております。

債務負担行為としている以上、既に業者選定及び内容もつぶさに検討されていると考えますので、詳細な答弁をお願いしたいと思います。

地方債補正では、蚊口浜公園外灯整備事業がありますが、防犯灯ではなく外灯というこ

とは、つけっ放しになるのですか、どうかお伺いします。

整備することによってどのような成果を期待されているのか。サーフィンされる方々の水道料金は年額幾らになっているのでしょうか。それと合わせると、もちろんLEDだとは思いますが、年間電気料金を心配します。どのくらいの費用負担とお考えでしょうか。

詳細については、常任委員会でお聞きしますが、ほかの議員の皆さんから、サーフィンの利用者は一体どれくらいおるんだろうかということの意見も聞いておりますし、また、委員会でも詳細には聞きたいと思いますが、利用者のことについても、併せてお答え願えればと思っております。

歳入で、ふるさとづくり基金歳入額が約6億円になりましたが、残高は幾らで、これからの使用はできる可能性があるのかどうか。恐らく残りも同じくらいの金額だと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

企画費は何を企画して、どのようなものを導き出そうとしているのか。これはページ20と21ページに企画費の中にあります、具体的に地域活性化デジタルプロジェクト推進事業業務委託ということがあるんですが、そのところを詳しく答えていただければというふうに思ひます。

次です。ごめんなさい。障害福祉費の点字翻訳の利用者数は、一応、何人いらっしゃるのかお伺ひします。

民生費、デイサービスセンターの改修ですが、保育園でした場合、今度、社会福祉協議会とするときの改修費用、総額は幾らになっているのでしょうか。また、社会福祉協議会が使うに当たり、家賃は取るのかどうか、お伺ひします。

これまで、低所得者への生活支援金がコロナ以降多く出されております。低所得者とならない家庭から、私たちよりよい生活をしているのではとの疑問が出されております。相互愛のない方だと思わないでいただきたいと思ひます。ぜひ、こういった住民の率直な感想にも、意見にもお耳を貸していただきたいと思ひます。

子育てにはお金がかかるのは、先進国では日本がぬきんでていることは間違いございません。大切なのは、こういった不満ではなく、誰でも平等に受ける権利を有しているということです。おまけに低所得者と思われる方がパチンコなどに供じているとか、離婚して低所得者のはずだが、元夫や男性が出入りしているとの情報があると、これは本当に悲しくなるんです。低所得者の定義はきちんと守られ、倫理に反するような行動をしている人への支援は、どのように判断をしているのか、お伺ひしたいと思ひます。

先ほど、古川議員が質疑しましたスマートウエルネスシティ推進費については、先ほど答弁がありましたので、これは割愛したいと思ひます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。LEDについてお答えいたします。

現在の各学校の照明は水銀灯を利用しておりますけれども、御存じのとおり、もう水銀灯の製造は禁止されているため、入手が難しくなっております。そういう理由で、早急

にLED化をする必要がございます。

LED化をするには、工事またはリースの2つの方法がございますけれども、工事の場合、一度に多額の予算が必要となり、財政的な負担が大きくなりますので、リースを選択したいと考えております。

数年前にもリースによるLED化を検討したことはあったのですが、提示された金額が非常に高く、そのとき、財政経営課と協議した結果、断念したという経緯がございます。そのような状況の中、今年度、東京に本社のある株式会社インディペンデントインキュベーターという会社から、工事費等の初期費用分を自社が負担するという非常に有利な内容のモデル事業についての提案を受けたところです。

7月に各学校の体育館の現地調査を行った上で、見積りを依頼したところ、以前よりもかなり少ない負担でLED化できることが分かりましたので、今回、補正予算として7年契約のリース費用を計上するに至ったものでございます。

4校分合わせた7年間のリース総額は約1,745万円でございます。年額に直しますと約249万円、月額ですと約20万8,000円でございますけれども、今回の補正額は、令和5年10月から令和6年3月分までの6か月分も計上させていただいております。仮に4校を工事によってLED化した場合、試算したところ、概算で2,900万円ほどかかります。今回、提案のあったリース費用と比べますと、1,175万円ほど高くなる上、これを一度に支出しなければなりません。

それから、工事の場合ですと、保証期間は通常1年ないし2年間でありますけれども、リースの場合、リース期間の7年間の保証は当然ですが、さらに今回の提案では、リース期間満了後も、故障して器具の交換が必要となった際には、工事費用は業者が負担し、器具代のみ町が負担、また、修理で済む場合は、修理代の3割のみ町が負担すればいいという条件のいい内容の保守契約を結ぶことが可能となっております。

議員が申されるとおり、LED照明は寿命が長いので、電球交換等の作業は少なくなると思いますけれども、可能性はゼロではありませんので、長期にわたりこういった保証があるのは大きなメリットであるというふうに捉えております。

なお、県内のほかの自治体でも体育館のLED化を今やっているところが多くて、リースによってやっているところがありましたので、そちらのほうの調査も行っております。特に今年度リース契約を結んだばかりの学校の事例と比べてみたんですけども、仮にその学校と同等の契約内容で本町の学校をLED化した場合、今回の提案内容よりも約1,290万円高くなる可能性があることを確認しております。

インディペンデントインキュベーター社は、本町の事案をモデルケースにして、宮崎県内の学校施設のLEDリース事業を展開しようとしているため、今回の提案は非常に有利な内容となっております。したがって、議員が申されるような町内業者へ依頼するといったようなことは、今回は検討しておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。町内の施設のLED照明についてでございます。現段階で、東西小中学校体育館以外の施設において、LED照明をリースにより導入する計画はございません。

次に、ふるさとづくり基金につきましての御質疑でございます。

今回の補正予算後の基金残高は1億1,226万円でございます。今回の補正予算により、今年度のふるさとづくり基金繰入額の予算額が5億9,525万9,000円になりましたが、このうち1億9,388万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策費に充当しているもので、その大部分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定であり、事業の実績確定後に財源更正をする予定でございます。

また、今年度のふるさと納税寄附額から必要経費を差し引いた分をふるさとづくり基金に積み立てるため、今のところ枯渇するという心配はございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。蚊口海浜公園の外灯につきましては、管理棟から、たかしまさん付近までの外灯が、昨年9月頃から故障して全くつかない状態となっております。散歩をする方々からも、足元が暗くて危ないとの要望がございますので、公園東側の園路沿いの外灯をLEDに替える予定でございます。点灯時間はタイマーにより時間設定が可能でございます。

電気料につきましては、故障する以前の1年間、約60万円程度でございましたが、故障してからの1年間が35万円程度となっておりますので、改修後はそれにプラスをした40万円以内では収まるのではないかと考えております。

水道料金につきましては、サーフィン用の施設と、蚊口海浜公園の水道は1つのメーターで管理しております。現在、年間約45万円でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。企画費の地域活性化デジタルプロジェクト推進事業業務委託についてでございますが、今回、歳入に計上しておりますまち・ひと・しごと創生寄附金、これが企業版ふるさと納税でございます。この寄附を活用し実施をする事業のことでございます。

寄附事業者の意向に沿った事業内容としまして、高性能パソコンの導入、eスポーツの促進事業、地域課題解決セミナーのウェブによる実施等を想定しております。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。まず、点字翻訳の利用者数についてでございますが、現在、点訳サークルおすずの会によりまして、お知らせたかなべ、広報たかなべ、議会だよりの点訳を行っておりますが、それぞれの担当課への送付及び町内7名の視覚障害

者の方に毎回郵送でお届けしております。

次に、デイサービスセンターの改修費用についてでございますが、わかば保育園の仮園舎として使用するため改修工事を行いました。その分が1,198万1,100円、社会福祉協議会の事務所として使用するため、現在、用途変更改修工事を進めておりますが、設計費用が495万円、改修工事費が今回の補正予算も含めて予算ベースで6,156万3,000円となります。合わせますと、7,850万円程度となります。

また、社会福祉協議会が入居した際に施設を使用する料金ですが、無償とする予定でございます。

次に、低所得者の関係の御質疑でございますが、低所得者の定義につきましては、給付金ごとに要綱を定めております。

また、給付金を生活費として活用せず遊興費に使うなどして、家族等から相談があった場合には、総合相談支援センター「架け橋」などの関係機関と連携を取り、対応していくこととなります。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第52号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第47号から議案第51号までの5件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第51号までの5件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第46号及び認定第1号から認定第9号並びに議案第52号から議案第57号の16件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号及び認定第1号から認定第9号並びに議案第52号から議案第57号の16件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行います。

暫時休憩いたします。第3会議室にお集まりください。

午前11時55分休憩

.....

午前11時57分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査委員会委員長に古川誠議員、同副委員長に中村末子議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、特別委員会を午後から行いますが、1時10分からよろしいですか。委員長、

いいですか。じゃあ1時10分より、議員の皆様は第1会議室にお集まりください。お疲れさまでした。

午前11時58分散会
